

入湯税

入湯税は、環境衛生施設・消防施設の整備や観光の振興などに充てるために、目的税として課税されるものです。

納税義務者

鉱泉浴場の入湯客

税率

入湯客 1 人 1 泊については 150 円、日帰りの入湯客 1 人については 50 円

納税の方法

特別徴収義務者に指定された鉱泉浴場の経営者が、入湯客から徴収した税金を、毎月 1 日から末日までの分を翌月の 15 日までに申告納付します。

課税免除

- (1) 年齢 3 歳未満の者 (幼児)
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

用途

ごみ処理経費、消防関連経費などにあてられています。